

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

芦屋町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

福岡県芦屋町長

## 公表日

令和3年3月10日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために予防接種の実施等を講じる。また、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。 本町は予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・住民基本台帳を基に、予防接種対象者の選定 ・個人番号を用い、予防接種実施の登録（種類、実施日、実施場所等） ・照会申請による予防接種履歴の照会 ・健康被害の救済に係る給付の支給に関する事務 ・予防接種に係る実費を徴収
③システムの名称	健康かるて、番号連携サーバ、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一第10項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二（情報照会の根拠）第17項・第18項・第19項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（情報照会の根拠）第13条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康・こども課
②所属長の役職名	健康・こども課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒807-0198 福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号 TEL:093-223-3572
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康・こども課 〒807-0198 福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号 TEL:093-223-3533

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	②所属長 健康・こども課長 武谷 久美子	②所属長の役職名 健康・こども課長	事後	新様式への変更
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数いつ時点の計数	平成27年9月1日時点	平成31年6月1日時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数いつ時点の計数	平成27年9月1日時点	平成31年6月1日時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	新設	事後	新様式への変更
令和3年2月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種の実施</li> <li>・健康被害の救済に係る給付の支給に関する事務</li> <li>・予防接種に係る実費を徴収</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳を基に、予防接種対象者の選定</li> <li>・個人番号を用い、予防接種実施の登録(種類、実施日、実施場所等)</li> <li>・照会申請による予防接種履歴の照会</li> <li>・健康被害の救済に係る給付の支給に関する事務</li> <li>・予防接種に係る実費を徴収</li> </ul>	事後	
令和3年2月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	健康管理システム	健康かるて	事後	
令和3年2月15日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数いつ時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和3年2月1日時点	事後	
令和3年2月15日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数いつ時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和3年2月1日時点	事後	
令和3年2月15日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転	空欄	提供・移転しないに○	事後	
令和3年2月15日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	接続しない(入手)に○	空欄	事後	
令和3年2月15日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	空欄	十分である	事後	